

■ 三石漁港衛生管理対策施設の完成について

室蘭開発建設部 築港課

第3種三石漁港は新ひだか町に位置しており、サケ定置網漁業、採藻等の沿岸漁業及び周辺海域で操業する道内外のイカ釣り漁業の陸揚拠点として利用されています。平成26年の港勢は属地陸揚量1,767トン、利用漁船隻数139隻となっています。

水産物の陸揚げは、これまで野天での作業であり、鳥類の蝟集による羽毛や鳥糞などの異物混入、直射日光などによる漁獲物の品質低下に課題がありました。



野天作業時の鳥類蝟集状況

このため、北海道開発局が事業主体となる三石地区特定漁港漁場整備事業計画において、荷さばき所前の-3.5m岸壁L=90m及び盛漁期の陸揚げ待ちの解消を目的とした新たなふ頭整備にあわせた-3.5m岸壁L=68m、-3.0m岸壁L=68mにサケ定置網漁業、イカ釣り漁業及び籠漁業などに対応できる衛生管理対策施設である屋根付き岸壁を位置付け、平成25年度には荷さばき所前の-3.5m岸壁に着手し、順次岸壁本体部や屋根部を整備し、平成29年3月に完成しました。

岸壁前面の屋根下の高さ(H)は、漁船クレーンによる水産物の陸揚げ作業やフォークリフト作業を考慮し、-3.5m岸壁ではH=7.0m、-3.0m岸壁ではH=4.5mとしています。その他、屋根下面には防鳥ネット、屋根上面の外縁には剣山型防鳥マットを設置し、鳥類蝟集の防止を図っています。

また、三石地域マリビジョン協議会では、水産物を取扱う漁業者及び市場関係者を対象とした衛生管理マニュアルの策定、ひだか漁業協同組合では、平成27年9月に新たな製氷・貯氷施設を供用するとともに、荷さばき所内で利用する専用の電動フォークリフトを

導入するなど、地域水産業全体で衛生管理の取組を推進しています。



屋根付き岸壁全景

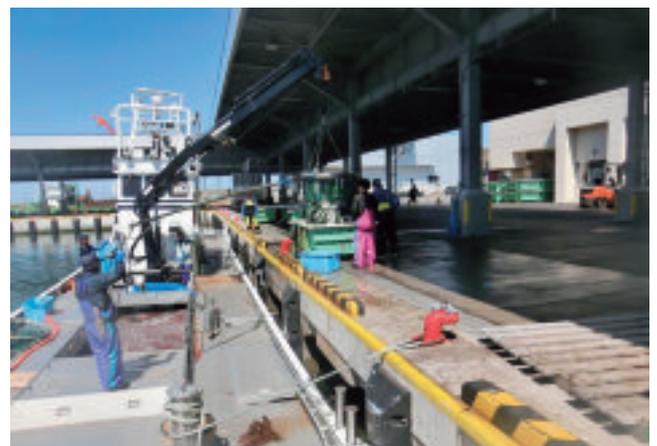
屋根付き岸壁は、春のサケ定置網漁業やタコ漁業に利用されており、秋にはサケ定置網漁業やイカ釣り漁業などの利用で最盛期を迎えます。衛生管理対策施設の整備により、安全・安心な水産物が消費者に流通するよう、これからも漁港整備を推進していきます。



防鳥ネット



剣山型防鳥マット



屋根付き岸壁でのサケの陸揚げ状況